

**改正**

平成28年9月1日告示第100号

平成29年6月5日告示第74号

五島市教育旅行誘致支援事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、教育旅行を本市に誘致し、本市の観光振興及び経済の活性化を図るため、予算の定めるところにより、市内の宿泊施設（農林漁業体験民宿を含む。以下同じ。）を1泊以上利用する教育旅行を企画及び実施する者に対して、教育旅行誘致支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校で、いずれも市外のものをいう。
- (2) 教育旅行 学校が見学、研修等のために実施する修学旅行又は学生サークル等の団体活動で宿泊を伴う旅行をいう。
- (3) 農林漁業体験民宿 長崎県農林漁業体験民宿推進方針（平成17年3月10日付け16農政第758号）に基づき設立されたグリーン・ツーリズム等を推進する組織の構成員が長崎県農林漁業体験民宿推進方針に基づき旅館業法（昭和23年法律第138号）等関係法令の規制緩和を受け、同法第3条の規定により旅館業の経営を許可された簡易宿所をいう。

(補助の対象及び補助額)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、教育旅行を企画し、及び実施する者とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、市内の宿泊施設において、おおむね10人以上の児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）が1泊以上宿泊することに要した経費とし、その補助額は、児童等1人当たり1,000円に泊数を乗じた額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同じ旅行において、国、都道府県、市その他の団体等から同様の助成を受けている宿泊に要する経費又は本市から他の助成若しくは減免の措置を受けている宿泊に要する経費（補助金の交付を申請する者以外の者が助成又は減免の措置を受けている場合を含

む。)は、補助金の交付の対象としない。

(申請書の提出期限)

**第4条** 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 教育旅行を実施しようとする日の属する月が4月以外である場合 当該実施しようとする日から起算して前30日目に当たる日

(2) 教育旅行を実施しようとする日の属する月が4月である場合 当該実施しようとする日  
(申請書に添付すべき書類)

**第5条** 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、教育旅行実施計画書(様式第1号)及び教育旅行の行程を確認できる書類とする。

(申請の取下げのできる期限)

**第6条** 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

**第7条** 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出は、教育旅行誘致支援事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は教育旅行誘致支援事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 教育旅行実績確認書(様式第2号)

(2) 宿泊施設利用証明書(様式第3号)

(3) 参加者全員の学生証の写し(教育旅行の実施について、学校長の証明を受けられない場合に限る。)

#### 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成28年9月1日告示第100号)

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成29年6月5日告示第74号)

この告示は、平成29年6月5日から施行する。